

クイズ de Go!
18歳になる前に...

悪質事業者は、
社会経験の少ない若者を
狙っています!

これだけは知っておこう! その2

解答・解説 編



No.1 成年年齢の引き下げにより、18歳から一人で契約出来るようになります。

- (○) 携帯電話の契約
- (○) ローンを組む
- (○) クレジットカードを作る
- (○) アパートを借りる
- (×) 競馬の馬券を買う
- (×) お酒を飲む

(○)の4つはすべて契約です。

No.2 **NO!** 契約は、当事者の合意があれば、口頭でも成立します。
だくせいけいやく
(諾成契約といえます。)

No.3 **NO!** 契約(服の購入契約)は、一度成立したらどちらか一方の都合でやめること(返品)は出来ません。

これが契約の基本です。

「レシートを持って行ったら返品できた」という経験があるかもしれませんが、これはお店(事業者)の判断により返品できたケースです。返品の可否はお店(事業者)が決めます。

No.4 **クーリング・オフ制度**

訪問販売、電話勧誘販売等の**不意打ち性の高い取引**、連鎖販売(マルチ取引)等の**複雑な取引**については、契約した消費者が冷静に考え直し、一定期間内であれば無条件で一方的に契約を解除できる制度を**法律で定めています**。

No.5 **NO!** クーリング・オフは、不意打ち性の高い特定の取引に定められている法律上の制度です。インターネット上で自由に商品等を選べ、検討する時間を持てる**通信販売に、クーリング・オフ制度はありません**。

それぞれの商品の返品特約(表示)を確認しましょう。

No.6 消費者ホットラインの電話番号は…

困ったら、まず相談!

1 8 8 です
ダイヤルすると、最寄りの消費生活センターにつながります。覚えておきましょう。